

処 分 の 名 称	保安機関の認定、認定の更新
根拠法令・条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年 12 月 28 日法律第 149 号）第 29 条第 1 項及び第 32 条第 1 項
関係法令・条項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第 29 条第 2 項並びに第 3 項、第 30 条、第 31 条及び第 32 条第 2 項</li> <li>・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和 43 年 2 月 7 日政令第 14 号）第 6 条</li> <li>・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成 9 年 3 月 10 日通商産業省令第 11 号）第 29 条から第 33 条</li> </ul>
審 査 基 準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安業務に係る技術的能力の基準等の細目を定める告示（平成 9 年 3 月 13 日通商産業省告示第 122 号）</li> <li>・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（平成 31 年 3 月 15 日 20190308 保局第 5 号）</li> <li>・ 保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（令和 3 年 2 月 25 日 20210204 保局第 1 号）</li> </ul>
標準処理期間	20 日